ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	一人	人	人
防衛大学校			二		
防衛医科大学校			五		
陸上自衛隊			五九		
海上自衛隊			三二		
航空自衛隊			二三	六	
地方防衛局				一	
防衛装備庁			三		

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
情報本部	人	人	人	一人	人	人
防衛装備庁				一七	三	

別表第十イの表防衛医科大学校の項中

二人	人

を

二人	二人

に改める。

別表第十ロの表防衛医科大学校の項中

一人	一人

を

一人	二人
三人	二人

に改める。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第四条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「検査部」を「医療安全・感染対策部　検査部」に、「地域医療連携室　薬剤部」を「地域医療連携室　緩和ケア室　薬剤部」に改める。

第二十条第一項及び第三項中「地域医療連携室」の下に「及び緩和ケア室」を加え、同条第四項中「地域医療連携室」の下に「又は緩和ケア室」を加える。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とする。

別表第三中「三〇」を「三四」に、「七八　一一二」を「七八　二〇」に、「一一〇」を「一一四」に、「九〇」を「九八」に改める。

（情報本部組織規則の一部改正）

第五条　情報本部組織規則（平成九年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「統合情報部」の下に「及び画像・地理部」を加える。

第九条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる事務に関し必要な関係部局として防衛大臣の定める関係部局との連絡調整に関すること。